

資料編

1. 策定の経緯
2. めざす姿の成果指標一覧
3. 用語解説

1. 策定の経緯

1 策定経過

時期	項目	内容等
平成29年 8月10日～8月31日	市民満足度調査の実施	<p>【調査内容】 白河市第2次総合計画に掲げる7分野37施策について、各施策の重要度と満足度を5段階で評価</p> <p>【調査対象】 20歳以上の市民 1,500人 (住民基本台帳から無作為抽出)</p> <p>【調査方法】 郵送による調査票の配付・回収</p> <p>【回答者数】 530人(回収率35.3%)</p>
平成29年12月7日	第1回 総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・審議会の運営 ・策定方針及び基礎調査結果の報告
平成30年1月10日	第2回 総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画素案
平成30年 1月10日～1月26日	パブリックコメントの実施	<p>【件名】 白河市第2次総合計画後期基本計画(素案)に対する意見について</p> <p>【提出方法】 持参、郵送、FAX、電子メール</p> <p>【意見提出者数・件数】 3名・3件</p>
平成30年2月2日	第3回 総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画中間案 ・パブリックコメントの実施結果と対応方針 ・重点戦略プラン案
平成30年2月20日	第4回 総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画(案)の総括 ・後期基本計画の答申(案)
平成30年2月26日	第2次総合計画後期基本計画の答申	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長による市長への答申書の提出

2 白河市総合計画審議会

(1) 白河市総合計画審議会条例

平成18年3月29日

条例第1号

(設置)

第1条 市の総合的かつ計画的な行政の運営に資するため、白河市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関及び公共的団体等の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る事務が終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 総合計画審議会委員名簿

役職名	氏名	所属団体等
会長	おおたわら けんいち 大田原 賢一	公益財団法人白河観光物産協会 常務理事
副会長	うすい そうきち 薄井 惣吉	夢みなみ農業協働組合 営農担当常務
委員	あおと かずき 青砥 和希	公募
委員	きみしま まさのぶ 君島 正信	白河市消防団 分団長
委員	すずき きよこ 鈴木 きよ子	白河市教育委員会 教育委員
委員	せと やすお 瀬戸 安夫	特定非営利活動法人カルチャーネットワーク 理事長
委員	とくだ よしえ 徳田 芳江	公募
委員	なかじま ひろし 中島 洋志	白河商工会議所青年部 会長
委員	ふるかわ なおぶみ 古川 直文	株式会社楽市白河 取締役
委員	みどりかわ としえい 緑川 利衛	社会福祉法人白河市社会福祉協議会 副会長

※ 敬称略、委員順不同、所属団体等は委嘱時による

(3) 総合計画審議会への諮問

29 企 第449号
平成29年12月7日

白河市総合計画審議会会長 様

白河市長 鈴木 和夫

白河市第2次総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

白河市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、市の将来像「みんなの力で未来をひらく 歴史・文化のいきづくまち 白河」の実現に向けた方策を示す白河市第2次総合計画後期基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

(4) 総合計画審議会からの答申

平成30年2月26日

白河市長 鈴木和夫 様

白河市総合計画審議会
会長 大田原 賢一

白河市第2次総合計画後期基本計画の策定について（答申）

平成29年12月7日付け29企第449号で諮問のありました白河市第2次総合計画後期基本計画の策定について、前期基本計画との継続性に配慮しつつ、計画策定後に生じた新たな行政課題を踏まえ、当審議会で慎重に調査審議しました結果、別冊のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、計画の推進に当たっては、当審議会の審議過程を十分に尊重するとともに、重点戦略プランで掲げた施策に重点的に取り組み、将来像「みんなの力で未来をひらく 歴史・文化のいきづくまち 白河」の実現に向け、最善の努力をされるよう要望いたします。

2. めざす姿の成果指標一覧

1 安全・安心

～安全・安心に暮らせる人にやさしいまち～

施策	番号	めざす姿の成果指標名	指標の定義・算出方法	目標値設定の根拠・理由
1-1	①	自主防災組織数	自主防災組織の結成数（累計）	市民が地域で自主的に活動する組織づくりの成果を示す指標として、1か年1組織を目指す。
	②	防災資機材交付組織数	自主防災組織に対する防災資機材の交付件数（累計）	自主的な防災活動の環境整備の成果を示す指標として、1か年1組織を目指す。
	③	防災訓練への参加団体数	市が隔年実施する防災訓練への参加団体数	自主防災組織の参加を促し、防災訓練への参加団体数の増加を目指す。
1-2	①	火災発生件数	市内の年間の火災発生件数	火災予防活動の成果として、10%削減を目指す。
	②	消防団員数の条例定数に対する充足率	消防団員数÷条例定数〔1,294人〕×100	消防・救急体制の強化の取組みの成果として、消防団員の充足率の増加を目指す。
1-3	①	交通事故発生件数	1月から12月までの1年間に市内で起きた交通事故の件数	交通安全対策の取組みの成果として、H24～H28までの平均減少率約6%を目指す。
	②	交通事故死傷者数	1月から12月までの1年間に市内で起きた交通事故が原因で死亡、または傷害を負った人数	交通安全対策の取組みの成果として、H24～H28までの平均減少率約8%を目指す。
	③	市民交通災害共済の加入率	4月から3月までの1年間に市民交通災害共済に加入した市民の割合	人口減少が進み、加入者の増加が困難となっていることから、現在の水準の維持を目指す。
1-4	①	犯罪発生件数（刑法犯認知件数）	1月から12月までの1年間に市内で起きた刑法犯認知件数	防犯対策の取組みの成果として、10%削減を目指す。
	②	消費生活センターへの相談件数	県及び市消費生活センターへの相談件数	消費生活センターの設置により相談件数の減少を目指す。
1-5	①	除去土壌等の中間貯蔵施設への搬出量	中間貯蔵施設への除去土壌等の搬出数量	市内の仮置場で管理・保管している除去土壌等の早期な全搬出を目指す。

2 健康・福祉・医療

～いきいきと健やかで明るい笑顔があふれるまち～

施策	番号	めざす姿の成果指標名	指標の定義・算出方法	目標値設定の根拠・理由
2-1	①	がん検診受診率（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん）	受診者÷対象者 (対象人口-就業人口)×100	がんの早期発見・早期治療へ向けた予防対策の指標として、国が掲げる目標値を設定し、受診率の向上を目指す。
	②	特定健康診査受診率	40歳から74歳までの国保被保険者に係る特定健康診査の受診者数を、40歳から74歳までの国保被保険者数で割って算出した数値	市の定める「第3期特定健康診査等実施計画」に基づく計画値を指標として設定し、受診率の向上を目指す。
	③	特定保健指導実施率	特定保健指導終了者数を、特定保健指導対象者数で割って算出した数値	市の定める「第3期特定健康診査等実施計画」に基づく計画値を指標として設定し、実施率の向上を目指す。
	④	内臓脂肪症候群該当者及び予備群者の割合	内臓脂肪症候群該当者及び予備群該当者数を、特定健康診査受診者数で割って算出した数値	第2期白河市国民健康データヘルス計画に基づき6か年間で10%の減少を目指す。
	⑤	むし歯のない3歳児の割合	3歳児歯科健診でむし歯の無い児数を受診児総数で割って算出した数値	「第2次白河市食育推進計画」に掲げる目標値を設定し、減少を目指す。

2-2	①	医療施設数	各年4月1日現在の医療施設数	過去5年間の最大値を目指す。
	②	医師数	各年4月1日現在の医師数	過去5年間の最大値を目指す。
	③	国民健康保険税現年課税分収納率（一般被保険者分）	現年度分収納額を現年度分調定額で割って算出した数値	「福島県国民健康保険運営指針」に基づき目標値を設定し、収納率の増加を目指す。
2-3	①	地域子育て支援拠点の利用者数	地域子育て支援拠点の年間の延べ利用者（親と子）数	子育て支援の取組みの成果を示す指標として、広報等による事業周知により、利用者数の増加を目指す。
	②	ファミリーサポートセンターの登録者数	サービスを提供する会員と依頼する会員の登録者数	子育て支援の取組みの成果を示す指標として、広報等による事業周知により、利用者数の増加を目指す。
	③	放課後児童クラブの待機児童数	5月1日現在の待機児童数	放課後児童の安全確保のため全ての利用希望者を受け入れられる体制充実の取組みの成果を示す指標として、待機児童のゼロを目指す。
	④	保育園待機児童数	4月1日現在の待機児童数	保育を必要とする全ての児童を預かる体制充実の取組みの成果を示す指標として、待機児童のゼロを目指す。
	⑤	合計特殊出生率	「5歳階級ごとの母親の年齢別の出生数」÷「5歳階級ごとの女性の数（各年10月1日現在）」の合計×5	子育て中の親及び子に対する交流の場の提供や子育て関連情報の提供等、安心して子どもを産み育てるための支援の取組みの成果を示す指標として設定
2-4	①	認知症サポーターの人数	認知症サポーター養成講座（認知症の理解など普及啓発講座）へ参加する人数	認知症高齢者に対する適切な対応や介護を行えるように実施する養成講座への参加者の増加を目指す。
	②	地域密着型サービス事業所数	地域密着型サービス事業所として市が指定する事業所数	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができることを目的とし設置される地域に密着した介護サービス事業所の増加を目指す。
	③	高齢者サポーターの人数	高齢者サポーター養成講座の受講者数（累計）	地域の主体的な介護予防活動の場となる高齢者サロンの運営に携わる高齢者サポーターの増加を目指す。
	④	高齢者サロンあったかセンター数	高齢者サロンあったかセンターの設置数（累計）	高齢者が地域の住民と気軽に集い介護予防事業や世代間交流等を行なう場の増加を目指す。
2-5	①	地域生活に移行した障がい者数	施設入所から地域生活に移行した障がい者数（年間）	長期間入院・入所している障がい者が、本人の意思・意向により、住み慣れた地域で充実した生活が送れるよう地域移行・地域定着者の増加を目指す。
	②	グループホーム利用者数	障がい者ニーズにより、在宅・長期入院・入所から地域に移行する利用者数（年間）	障がい者が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう居住系障がい福祉サービスの拡充を図り、利用者の増加を目指す。
	③	一般就労移行者数	就労系の障がい福祉サービス利用者のうち、一般就労へ移行する者の数（年間）	自立・社会参加を希望する障がい者が、就労系障がい福祉サービスを活用し、一般企業へ就職する者の増加を目指す。
	④	相談支援事業所数	指定特定相談支援事業所として市が指定する事業所数（年間）	障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者及び家族の抱える相談に、身近な地域で専門的支援が行える事業者を維持することを目標として設定
2-6	①	社会福祉協議会ボランティア団体の登録数	社会福祉協議会ボランティアセンターへのボランティア登録団体	団体の減少が見込まれる中、増加を目標とせず、現在の団体を存続させることを目標値として設定
	②	社会福祉協議会ボランティアの登録者数	社会福祉協議会ボランティアセンターへのボランティア登録者	登録者の減少がすすむ中、若い世代のボランティア員を増加させることを目標値として設定
	③	社会福祉協議会ボランティア養成講座開催数	社会福祉協議会において実施しているボランティア養成講座の開催回数	開催回数は現状維持とし、内容の改善工夫を目標とする。
	④	生活困窮者支援による就労者数	就労支援を行った者のうち就職した者	働くことの喜びが実感でき、自立した生活を送ることができるようサポートの充実を図ることにより、就労者の増加を目指す。

3 産業・雇用

～地域資源を生かし産業を育て、雇用を生むまち～

施策	番号	めざす姿の成果指標名	指標の定義・算出方法	目標値設定の根拠・理由
3-1	①	市内事業所数（小売・卸売業）	経済センサス、商業統計調査による市内の小売業・卸売業事業所数	後継者不足などにより廃業が続くと思われるが、創業者を支援・育成し現状維持を図る。
	②	年間商品販売額（小売・卸売業）	経済センサス、商業統計調査による市内の小売業・卸売業年間商品販売額	H19年からH26年の7年間で年間約1.4%減少している販売額を新商品・サービス開発や経営改善支援の拡充、市内小売事業者（商店）の販売額増により1%の減少に留める。
	③	中心市街地・平日歩行者通行量	白河市中心市街地活性化基本計画区域内の主要3地点における平日歩行者通行量（JR白河駅前、市役所近入口付近及びマイタウン白河前の合計数）	集客拠点としてオープンしたコミネス、マイタウンの利用状況が順調であり、今後まちなか回遊に繋がる各種の取組みを進めることで、5%程度の増加を目指す。
	④	中心市街地・小売業及び一般飲食店事業所数	白河市中心市街地活性化基本計画区域内における小売業及び一般飲食店事業所数	後継者不足や営業不振などの影響により、店舗数の減少に歯止めがかかっていない状況ではあるが、商工会議所との連携による空き店舗対策事業を引き続き実施するなど、新規出店を促していくことで、現状維持を目指す。
3-2	①	誘致企業数	平成8年度～平成34年度の延べ誘致企業数（現状値：平成8年度～平成29年度）	企業立地施策の成果を示す指標として設定し、5か年で5社程度の立地（増設を含む）を目指す。
	②	製造業の雇用者数	工業統計による市内製造業による従業員数（ただし、調査結果の公表は2年後。現状値：平成26年12月現在）	5か年で10%の増加を目指す。
	③	製造品出荷額等	工業統計による市内製造業における製造品出荷額（ただし、調査結果の公表は2年後。現状値：平成26年12月現在）	5か年で10%の増加を目指す。
	④	ものづくり講習会の受講者数	年間の講習会受講者数（年度）	企業から要望が多い就業者のレベルアップに資する講習会を開催することにより、受講者の増加を目指す。
3-3	①	担い手への農地集積率	認定農業者など担い手への農地集積の状況（福島県調べ）26年度：28%、27年度：36.9%、28年度：36.1%	国は平成35年度に目標80%の達成を目指すこととしているが、全国平均は54.0%、県平均が32.4%で福島県全体の集積率は全国と比べて低い状況にある。現時点での全国平均レベルである55%を目指す。
	②	認定農業者数	「認定農業者」に認定された農業者数（年度末の数値）	認定除外及び新規認定者の動向を考慮し、5年後に340経営体を目指す。
	③	認定新規就農者数	平成29年度累計の認定された新規就農者数	農業次世代人材投資事業等の活用により毎年度3人程度の認定新規就農者を目指す。
	④	市内農産物直売所の販売額	市内直売所（8か所）の販売額合計	5年後に5千万円程度の増加を目指す。
	⑤	集落営農組織数・農業法人数	集落営農組合及び農業法人の数（農政課及び農業委員会調べ）	5年後に5団体・法人の増加を目指す。
3-4	①	観光入込客数（主要観光施設）	市内主要観光施設（南湖公園、関の森公園、小峰城等）における年間入込客数	平成28年度現状値を基準とし、概ね2割程度の増加を目指す。
	②	観光入込客数（主要イベント・行事）	白河だるま市、桜まつり、関まつり、まるごと白河等における入込客数	平成28年度現状値を基準とし、概ね1割程度の増加を目指す。
	③	観光物産協会ホームページへのアクセス件数	観光物産協会ホームページへの一日当たりのアクセス件数	平成28年度現状値を基準とし、概ね2割程度の増加を目指す。
	④	観光案内ボランティアガイド回数	観光案内ボランティアのガイドの年間の延べ回数	ボランティアガイドの育成を進め、現状レベルの維持に努める。
	⑤	観光PR出展回数	年間の首都圏等における観光イベント出展回数	首都圏等における出展回数を維持しながら、より効果的なPRに努める。

3-5	①	市内事業所の従業者数（給与所得者）	市・県民税の特別徴収による課税人員数	人手不足による就労環境の向上と景気の改善による従業者数の増加を見込む。（H28 から H29 までの増加分 365 人×5 年）
	②	正社員有効求人倍率（ハローワーク白河管内）	ハローワーク白河からの情報提供	労働市場については採用する企業側と就労する労働者側との間で均衡が図られていることが望ましいことから、1.0 倍を目指す。
	③	勤労者互助会会員数	白河市勤労者互助会実績報告書	互助会制度の周知・活用を促し、年間 10 人の会員増を目指す。
3-6	①	市内再生可能エネルギー導入量	経済産業省固定価格買取制度情報公開用 HP で公開されている白河市内の導入済量	平成 29 年 3 月末現在で導入されている約 15,000 世帯分の再生エネルギー発電量を、5 年間で 23,000 世帯分（白河市世帯数）の水準まで増加させるために必要な導入量を目標値として設定

4 教育・生涯学習

～心豊かに学び・ともにふれあい・生きる喜びを実感できるまち～

施策	番号	めざす姿の成果指標名	指標の定義・算出方法	目標値設定の根拠・理由
4-1	①	学力実態調査の学力偏差値 （小学校：国語、算数）	学力検査の結果による数値全国平均を 50 とした場合の国語、算数の偏差	全国平均を超える学力を有する児童の割合を 65% から 70% にするため。
	②	学力実態調査の学力偏差値 （中学校：国語、数学、英語）	学力検査の結果による数値全国平均を 50 とした場合の国語、数学、英語の偏差	全国平均を超える学力を有する生徒の割合を 60% から 65% にするため。
	③	不登校児童生徒の割合	不登校児童生徒数 ÷ 市内全児童生徒数 - 不登校児童生徒：病気やけが等以外の欠席が、年間 30 日を超える児童生徒	例年、不登校児童生徒の 3 割前後は断続的な登校をしている。これらの児童生徒を継続的に登校できるようにするため。
	④	児童の体力運動能力の値 （小学校：全 8 種目）	運新体力テストの結果が、県平均を上回っている種目	3/4 以上の種目で県平均を上回る体力・運動能力になるようにするため。
	⑤	生徒の体力運動能力の値 （中学校：全 9 種目）	新体力テストの結果が、県平均を上回っている種目	3/4 以上の種目で県平均を上回る体力・運動能力を維持するため。
4-2	①	家庭教育に関する講演会等への参加者数	家庭教育教室に参加した保護者の年間延べ人数	児童・生徒数の減少に伴い保護者数も減少傾向にあることから、現状維持を目標とした。
	②	キッズカルチャースクール参加者数	キッズカルチャースクールに申し込みした小学生・中学生及び高校生の人数	夏休み期間中の子どもたちに芸術文化に触れ合う機会を提供するため、今後も現状レベルの維持を目指す。
	③	少年補導員の活動日数	青少年の犯罪・非行防止のため、小・中・高校生の下校時間に巡回活動をしている少年補導員の活動回数	現在、1 か月に 17 日の活動をし青少年の育成に取り組んでいることから、今後も現状レベルの維持を目指す。
4-3	①	市民共学出前講座の利用件数	市民共学出前講座の年間の延べ利用件数	過去の利用実績を上回る数値を目指す。
	②	公民館の利用者数	公民館（中央公民館、表郷・大信・東公民館）の年間の延べ利用者数	高齢者が増加する中、公民館活動に参加することにより、生きがいづくりとなることから、新たな講座の開設等により、利用者の増加を目指す。
	③	市民一人当たりの図書貸出冊数	図書館（市立図書館・東図書館・表郷分館・中山義秀記念文学館）における図書の年間総貸出冊数 ÷ 人口	当面の目標である人口 1 人当たり 10 冊に達したので、更なる利用者増を目指す。
4-4	①	文化施設への来館者数	白河文化交流館コミネス、東文化センターの年間延べ来館者数	東文化センター分を現状維持、白河文化交流館分の増加を見込む。
	②	文化芸術イベントへの参加者数	市民総合文化祭をはじめとする、文化芸術イベントへの参加者数	気軽に文化芸術にふれる機会の度合いを示す指標として設定
	③	1 週間に 1 回以上スポーツに取り組んでいる市民の割合	週 1 回以上スポーツ活動を行っている成人の割合	市民生活へのスポーツの浸透度合いを示す指標として設定

	④	総合型地域スポーツクラブの設置数	市内における総合型地域スポーツクラブの設置数	市民の自発的なスポーツ活動の活発化を示す指標として設定
	⑤	スポーツ施設の利用者数	年間に市のスポーツ施設を利用する人数	利用しやすいスポーツ施設の整備や情報提供の取り組みの成果を示す指標として設定
4-5	①	資料館・集古苑・中山義秀記念文学館・大信ふるさと文化伝承館の入館者数	歴史民俗資料館、各地域の資料館、集古苑の年間の延べ来館者数（直接鑑賞する人）	近年の最大値である14,270人(平成20年度)に近い数値をコンスタントに達成できることを目指す。
	②	民俗芸能・伝統行事記録保存件数	民俗芸能・伝統行事の調査時の映像記録件数（写真、ビデオ）	継承が困難になっている行事も多く、少なくとも年に2行事程度の新たな記録保存を目指す。
	③	文化財の指定件数	文化財保護審議会への指定についての諮問件数及び文化財指定候補リスト登載についての協議件数	文化財保護の推進の成果を示す指標として、年1～2件の文化財指定及び指定候補リストへの登載を目指す。

5 都市基盤

～やすらぎと快適さのある住みよいまち～

施策	番号	めざす姿の成果指標名	指標の定義・算出方法	目標値設定の根拠・理由
5-1	①	景観協定地区の認定地区数	住民自らが地域の景観まちづくりについて協定を締結し、景観条例に基づき市長に認定を受けた地区の数	本計画策定時において、景観まちづくり協議会活動に取り組む地区の数を設定
	②	景観計画城下町地区推進区域内及び景観協定地区内の建築物等の修景に対する助成件数	景観形成ガイドラインや地域の景観協定に基づき修景（景観形成）された建築物や工作物に対する、景観条例に基づく助成の件数	助成制度を活用した建築物等の修景について、地域の要望を確認し、取りまとめた数に必要な補正を加えて設定
	③	歴史的風致形成建造物の指定件数	歴史的風致の維持及び向上のために保全を図る必要があると認められる「歴史的風致形成建造物」の指定件数	白河市歴史的風致維持向上計画の歴史的風致形成建造物の指定及び指定候補件数
5-2	①	道路舗装率（市道）	市道路線実延長に対する舗装済み延長の割合	今後の整備計画及び過去の実績等を考慮して設定
	②	道路改良率（市道）	市道路線実延長に対する改良済み延長の割合	今後の整備計画及び過去の実績等を考慮して設定
	③	道路維持管理上の事故件数（市の管理上の瑕疵によるもの）	市の管理瑕疵による事故件数	適切な維持管理に努め、管理瑕疵による事故を発生させないことを目指す。
	④	スマートインターチェンジ利用台数	スマートインターチェンジの1日当たりの利用台数	ここ数年では概ね約2,600台/日で推移していたが、企業進出やイベントなどにより利用の増加が見込まれることから、直近レベルの維持を目指す。
5-3	①	都市交流施設の入館者数	都市交流施設（マイタウン白河、市立図書館、白河文化交流館）の年間の延べ来館者数	少子高齢化が進む中でも、毎年、前年度比1%の増加を目指す。
	②	市営住宅の入居率	入居戸数÷管理戸数×100 （現状値：平成28年度現況管理戸数1,038戸に対する、現入居戸数810戸から算出）	老朽化住宅取壊し等を考慮して管理戸数を平成34年度に1,000戸と想定し、年間を通しての入退去数を平均値に置き換え820戸として算出
5-4	①	市内循環バス・地域巡回バスの利用者数	市内循環バス及び大信・表郷・東地域を巡回運行しているバスの年間利用者数	高齢者の増加に加え、利用環境・利便性の向上を図り、現状値の1.15倍を目指す。
	②	新白河駅の利用者数	新白河駅における新幹線及び在来線の一日平均の乗車人数	JR東日本調べによる平成28年度1日あたりの平均利用者数（1の位を切捨）で設定
	③	白河駅の利用者数	白河駅における在来線の一日平均の乗車人数	JR東日本調べによる平成28年度1日あたりの平均利用者数（1の位を切捨）で設定
5-5	①	水質基準適合率	（水質基準適合回数／全検査回数）×100	安全でおいしい水を供給する取り組みの成果を示す指標として、水質基準の達成を目指す。
	②	管路の耐震化率	（耐震管延長／管路総延長）×100	地震災害に対する水道管路の安全性、危機対応性を示す指標として設定

	③	経常収支比率	$(\text{経常収益} / \text{経常費用}) \times 100$	経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを表すものである。比率が高いほど経常利益率が高いことを示しており、経営の健全性・効率性を分析する指標として設定
5-6	①	汚水処理人口普及率	人口に対して下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の汚水処理施設を利用することができる処理区域内の人口の割合	下水道整備の進捗状況を示す指標として全国的に用いられていることから、今後の整備計画及び過去の実績等を考慮して設定
	②	汚水処理人口水洗化率	下水道等の汚水処理施設を利用できる人口のうち、実際に水洗便所を設置している人口の割合	下水道整備の進捗状況を示す指標として全国的に用いられていることから、今後の整備計画及び過去の実績等を考慮して設定

6 環境

～自然と共生し、潤いのある環境を未来につなぐまち～

施策	番号	めざす姿の成果指標名	指標の定義・算出方法	目標値設定の根拠・理由
6-1	①	温室効果ガスの総排出量（市の公共施設）	市有施設におけるCO2の総排出量（年間累計）	使用方法で減少させるのは難しい段階に来ているが、施設改修等による省エネ化を見込み、減少を目指す。
	②	市民一人1日当たりのごみ排出量	一般廃棄物年間排出量 ÷ 365日 ÷ 人口	ごみ減量の成果を表す指標として実現可能性を考慮し設定
	③	年間資源回収率	年間再資源化量 ÷ 一般廃棄物年間排出量 + 集回回収量	再資源化の成果を表す指標として実現可能性を考慮し設定
6-2	①	市内一斉清掃参加人数	市内一斉清掃への参加者数	近年減少傾向にあるが、市内一斉清掃への参加の促進を図り、増加を目指す。
	②	谷津田川の水質(BOD値)	谷津田川（金刀比羅橋付近）のBOD値	更なる水質改善に努め、減少を目指す。
	③	南湖の水質(COD値)	南湖のCOD値	水質が悪化傾向である原因について、研究機関と協力して調査し、効果的な改善策を行うことで減少を目指す。
	④	騒音調査における環境基準達成率	環境騒音、自動車交通騒音、新幹線騒音に係る環境基準（地域及び昼夜で異なる 45～65デシベル）の達成率	事業者に対して改善策の実施について要望を継続し増加を目指す。
6-3	①	市民参加で管理されている公園の割合	市民参加で管理されている公園（都市公園・その他の公園・開発公園・農村公園）の割合	魅力ある安全で美しい公園づくりに向け、市民参加による公園管理数の増加を目指す。
	②	市民一人当たりの都市公園面積	都市公園面積 ÷ 人口 × 100	人口減少が続くため、一人当たり面積は増加傾向にある。都市公園の増設は見込めないことから、現状面積を維持する。
	③	南湖森林公園の利用者数	南湖森林公園の年間延べ利用者数	開園後、公園の認知度が増し、また、森林環境学習の場として利用の増加を見込む。

7 コミュニティ・行財政

～地域のふれあいと支え合いで共に創るまち～

施策	番号	めざす姿の成果指標名	指標の定義・算出方法	目標値設定の根拠・理由
7-1	①	市民活動団体の数	市内を拠点として、公益的な活動をしている団体・グループやNPO法人の数	町内会の数の増加は見込めないものの、地域活動（補助事業を活用する等）を実施する団体の増加に向けて支援を行う。
	②	市民協働事業の数	市や県の補助事業を活用して事業を実施している団体（事業）の数	市の補助事業について積極的にPRや支援を行い、各庁舎単位の地域づくり活性化支援事業の事業数拡大を図る。
7-2	①	附属機関等における女性委員の割合	附属機関等における毎年4月1日時点の女性委員の構成比率	内閣府「男女共同参画計画」にある女性の比率30%により、附属機関等への女性の積極的登用を促す。
	②	女性の就業率	女性就業者数÷女性15歳以上の人（H27国勢調査結果から）	女性の活躍の場を増やすため、雇用者側の意識改革や女性のためのキャリア形成セミナーの実施により就業率増加を目指す。
7-3	①	白河市国際交流協会会員数（個人）	白河市国際交流協会個人の会員数	年間20人程度の増加を目指す。
	②	白河市国際交流協会会員数（法人）	白河市国際交流協会法人の会員数	年間4法人程度の増加を目指す。
7-4	①	「白河市公式ホームページ」へのアクセス件数	公式ホームページのトップページへの1か月当たりのアクセス件数	5年間で5%の伸び率を目指す。
7-5	①	職員一人当たりの時間外勤務の時間数	年度毎の職員一人当たりの時間外勤務時間数（震災復興関連業務を除く）	行政改革プランの重点推進施策の1つ（時間外勤務の縮減）として取り組んでいる。
	②	マイナンバーカードの交付枚数	市民に交付したマイナンバーカードの枚数	マイナンバー制度により、業務の効率化や市民サービスの向上が期待できることから、市民の概ね2割の交付枚数を目指す。
7-6	①	経常収支比率	人件費、扶助費、公債費等の義務的な性格の強い経常経費に、市税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源がどの程度充当されたかを示すもので、財政構造の弾力性を示す指標	比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表すものである。普通交付税の減額等により比率の上昇が懸念されるが、引き続き財政の健全性を維持しながら、市民が安心して暮らしていくための必要な行政サービスの提供と本市の財政規模等を考慮した結果、当面の目標値として設定
	②	実質公債費比率	毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合	この比率が高まると歳出に占める実質的な公債費の割合が高く、他の経費を圧迫する状態となり、18%以上となると起債発行に許可が必要となり、25%以上が早期健全化団体、35%以上が財政再生団体となる。ここ数年で相当程度健全化が進んできた中で、引き続き財政の健全性を維持しながら、市民が安心して暮らしていくための必要な行政サービスの提供と本市の財政規模等を考慮した結果、当面の目標値として設定
	③	将来負担比率	地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	実質的な負債を捉えることにより、負担を先送りすることでの将来的な財政悪化が生じないようにする。ここ数年で相当程度健全化が進んできた中で、引き続き財政の健全性を維持しながら、市民が安心して暮らしていくための必要な行政サービスの提供と本市の財政規模等を考慮した結果、当面の目標値として設定
	④	市税収納率（現年課税分）	市税調定額に対する市税収入額の割合	自主財源の最も基幹となる市税の確保を図り、安定した行政運営を進めるため、現状を維持する。

3. 用語解説

あ 行	
IoT（モノのインターネット）【p.48】	Internet of Things の略。建物、電化製品、自動車、医療機器など、パソコンやサーバーといったコンピュータ以外の様々な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。
ICT【p.52】	Information and Communication Technology の略。コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと。
一次救急医療（初期救急医療）【p.32】	休日・夜間急患センターや休日当番医など、外来診療によって救急患者の医療を担当する医療機関。
インバウンド型観光【p.32】	訪日外国人を対象とした滞在型観光のこと。
AI【p.48】	Artificial Intelligence の略。人工知能のことで、人間が持っている認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。
SNS【p.54】	Social Networking Service の略。人と人とのコミュニケーションを促進する会員制のインターネットサービスの事。
NPO【p.78 など】	Non Profit Organization の略。行政・企業とは別に社会的行動をする民間非営利組織。福祉、まちづくり、環境などさまざまな分野で活動を行っている。

か 行	
かかりつけ医【p.30 など】	特定の疾患の専門医ではなく、日頃から患者の体質や病歴、健康状態を把握し、診療行為のほか健康管理上のアドバイスなどもしてくれる身近な医師のこと。
合併算定替【p.110】	合併後であっても、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税額の合算額を交付すること。
GAP（農業生産工程管理）【p.52】	Good Agricultural Practice の略。食品安全や環境保全、労働安全などに配慮した農業を行うための指針のこと。
既存ストック【p.83 など】	これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物等のこと。
共助【p.14 など】	近隣の住民等が互いに助け合うこと。
キャリア教育【p.114】	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

行政評価【p.109】
市が行う施策や事務事業（目的を達成するために、予算や人材を投入し行う事業）について、活動を行った数値を用いて点検・評価し、見直し・改善につなげること。
空間放射線量モニタリング【p.22】
空間の放射線量を定期的あるいは連続的に監視・測定すること。
空間線量率【p.22】
対象とする空間の単位時間当たりの放射線量。
グループホーム【p.40 など】
援護を必要とする高齢者や障がい者が、専任の職員の援助を受けながら、少人数で共同生活を営む住宅。
経常収支比率【p.86 など】
p.86：経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを表すもので、比率が高いほど経常利益率が高いことを示すもの。 p.110：地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等の義務的な性格の強い経常経費に、市税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源がどの程度充当されたかを示すもの。
権限移譲【p.108】
国または都道府県の事務権限を住民に最も身近な市町村に移譲すること。
健康寿命【p.26】
健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
減災【p.14 など】
災害に対する備えとして、これまでの「被害を出さない」ことを目指すことに加え、「災害による被害をできるだけ小さなものとどめる」ことを目指す考え方。
合計特殊出生率【p.34 など】
15歳から49歳までの女性の年齢ごとの出生率の合計で、一人の女性が生涯に生む子どもの数を表すもの。
公助【p.14】
個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公的機関が行うこと。
交通災害共済【p.18 など】
加入者が会費を出しあい、交通事故によって死亡したり、けがをして入院・通院したりしたときに、見舞金等の支給を行う相互扶助制度。
コミュニティ（地域コミュニティ）【p.43 など】
日本語訳は「共同体」。同じ地域に居住して利害をともにし、政治・経済・風俗などにおいて深く結びついている社会のことで、主に市町村などの地域社会を意味する。町内会や自治会など、一定の地域住民の相互性を強調する場合、「地域コミュニティ」ともいう。

さ 行

再生可能エネルギー【p.58 など】

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。資源を枯渇させずに利用することができるため、有限な埋蔵資源への対策、地球温暖化対策、成長が見込まれる新たな産業分野として注目されている。

産学官【p.49】
産業界（民間企業）、大学等（教育・研究機関）、官公庁（国・地方自治体）の三者をまとめた表現。産学官連携として使用されることが多く、「産」の企業技術、「学」の技術シーズや高度な専門知識、「官」の公設試験研究機関等が連携することで、新製品開発や新事業創出などを図るもの。
産業サポート白河【p.49 など】
白河地域の産業の振興を図るため、H20年10月に白河商工会議所、表郷・大信・ひがし商工会のほか経済団体が発起人となり、任意団体として設立し、H21年4月に一般社団法人へ移行した産業支援機関。活動内容は、企業訪問等による情報の収集・提供、経営相談、取引あっせん、人材育成、産学官連携や起業家支援など地域企業の支援を行っている。
COD値（化学的酸素要求量）【p.94 など】
水中の有機物を酸化剤で酸化するために消費される酸素量で、湖沼、海域に関する水質汚濁指標として用いられる。値が大きいほど水中の有機物が多く、汚濁の程度も大きい。
自主防災組織【p.14 など】
町内会や企業などが主体となって防災活動のために結成される組織で、平時の「防災に関する啓発」や「防災訓練」、発災時の「初期消火」や「救助」などの活動を自発的に行う組織。
自助【p.14】
自分でできることは、自分で解決すること。
実質公債費比率【p.110 など】
市の経常的な収入のうち、借金（公債費等）の返済に充当した割合を示す数値。数値が高いほど財源を他の行政サービスに回す余裕がないことを意味し、18%以上になると新たな借入れをするために県の許可が必要となり、25%以上になると借入れすることに制限がかかる。
指定管理者制度【p.109】
多様化する住民ニーズに対し、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間活力を活用し、住民へのサービス向上と経費の削減を図ることを目的とする制度。
市内循環バス【p.84 など】
公共施設や駅、病院、商店、大型店等を結ぶ交通アクセスを確保し、移動制約者等の利便性の向上や地域間交通の円滑化を図るため、H19年10月から市が運営しているバス。
市民活動団体【p.100 など】
町内会、NPO、ボランティア団体など、公共の利益のために自主的・自発的な活動を行う団体。
集落営農【p.50 など】
集落など一定のまとまりのある地域内の農家が農業生産を共同で行う営農活動。
消防水利【p.17】
消防活動を行う際の水利施設のこと。
将来負担比率【p.110 など】
地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。
食育【p.28 など】
自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身につける学習等の取り組み。また、食文化や郷土を知る機会ともなる。
しらかわ運動【p.67】
市民が共に支え合い、明るく元気な未来に向けたまちづくりを目指し、家庭、地域、学校、職場等で取り組んでいく運動。 「し：しっかりと大きな声であいさつを」 「ら：ランドセルの笑顔見守る地域の目」 「か：簡単なことから始めようボランティア」 「わ：わがまちを誇りに思えるまちづくり」

人事評価【p.109】
職員がその職務を遂行するに当たり発揮した行動、能力等を把握した上で行われる勤務成績の評価。職員が発揮した行動等が市職員に期待されるものであったかどうかという観点から評価が行われ、その結果は、任用や給与、人材育成等に活用される。
水源かん養【p.50】
森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持っていること。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されることをいう。
スクールカウンセラー【p.64】
いじめ、不登校などの問題行動や様々な悩みの解決のために、児童生徒や保護者との相談業務や教職員への助言を行う臨床心理の専門家のこと。
スマートインターチェンジ【p.80 など】
E T C（自動料金収受システム）専用インターチェンジ。E T Cを活用することによって管理コストの節減などコンパクトな料金所構造が可能となる。
性自認【p.103】
自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ（自己同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念のこと。「こころの性」とも呼ばれる。
性的指向【p.103】
人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のこと。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

た 行

地域福祉【p.43 など】
地域社会における福祉の問題に対し、その地域の住民や福祉関係者などが協力して取り組んでいこうという考え方。
地域包括支援センター【p.38 など】
保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が連携し、市や介護サービス事業者、医療機関などと協力しながら高齢者の虐待防止、権利擁護などを含む総合相談・支援を行う機関のこと。
地球温暖化【p.50 など】
経済活動の発展などにより二酸化炭素等が増加し、地球の気温が上昇する現象。
地方分権【p.108 など】
国から権限や財源を移譲して、地方公共団体の自主性と責任に基づき、地方の実情に合った行財政運営ができるようにすること。
着地型観光【p.54 など】
観光客や旅行者を受け入れる地域が自分たちの持つ観光資源を生かして企画する観光ツアー。地元で旅行者を呼び込み、現地でお金を使ってもらえる利点がある。
中間貯蔵施設【p.22 など】
除染で取り除いた土や放射性物質に汚染された廃棄物を、最終処分をするまでの間、安全に管理・保管するための施設。

な 行

二次救急医療【p.30 など】
入院治療を必要とする重症救急患者の医療を担当する医療機関。

二地域居住【p.104 など】
都市住民が生活基盤を都会に置きながら、ある一定期間、農山村などの地域で暮らす生活様式。
認定こども園【p.34】
幼稚園、保育園等において、就学前のすべての子どもを対象にして教育・保育を提供するとともに、地域において子育て支援を実施する施設のうち、都道府県知事が認定した施設のこと。
認定農業者【p.50 など】
農業経営の規模拡大や合理化等を目指した農業経営の改善計画を策定し、農業の担い手として市が認定した農業者。

は 行

バイオマス【p.58】
木材、わら・もみ殻、家畜排せつ物、生ごみなど、生物由来の再生可能な有機性資源で、エネルギーとして利用できるもの。
ハローワーク【p.43 など】
国民に安定した雇用機会を確保することを目的として、厚生労働省設置法第 23 条に基づき国が設置する行政機関で、職業安定法に基づいて、職業相談や紹介、求人情報の提供などを無料で行うほか、失業時の雇用保険等の給付を行う。正式名称は「公共職業安定所」。
パブリックコメント制度【p.107】
市が計画や条例などの案を事前に公表し、市民から幅広く意見を募り、寄せられた意見に対して市の考え方を公表するとともに、その寄せられた意見を考慮して計画の最終案をつくる一連の手続きのこと。
BOD値（生物化学的酸素要求量）【p.94 など】
水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素量で、河川に関する水質指標として用いられる。値が大きいほど水中の有機物が多く、汚濁の程度も大きい。
PDCAのマネジメントサイクル【p.108 など】
事業活動における管理業務を円滑に進める手法の1つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。
ビッグデータ【p.48】
インターネットの普及とIT技術の進化により生まれた、大容量のデジタルデータのこと。
ひなんの家【p.67】
主に小中学生の登下校の安全確保を目的とした拠点。民家や事業所、病院など多岐にわたり指定される。
病院群輪番制【p.32】
救急車により直接搬送されてくる、またはかかりつけの診療所など初期救急医療機関から転送されてくる重症救急患者に対応するための医療機関を整備している制度のこと。
ファミリーサポートセンター【p.34 など】
子育ての援助をしてほしい方（おねがい会員）、お手伝いをしたい方（まかせて会員）、そして両方を兼ねる方（両方会員）からなる組織で、会員同士で子どもの一時預かり等の子育て支援を援助する機関のこと。
F I T構想【p.105】
首都東京に近接し、新しい時代にふさわしい、人々をひきつけてやまない地域づくりに向けたポテンシャルを豊富に有する福島（F）・茨城（I）・栃木（T）の3県の県際地域が、これまで培ってきた交流・連携をもとに広域交流圏としてのさらなる発展を目指すもの。

風致地区【p.96 など】
良好な自然的景観を形成している土地の区域のうち、都市における土地利用計画、都市環境の保全を図るための風致の維持が必要な区域。
風評被害【p.105】
根拠のない噂のために受ける被害。
扶助費【p.110 など】
社会保障制度の一環として、生活困窮者等に対し、その生活を維持するために支出される経費。
普通交付税【p.110 など】
地方公共団体が、等しく合理的かつ妥当な水準で自主的にその事務を遂行し財産を管理することができるように、必要な経費と徴収が見込まれる税収額を算定し、必要な経費に対して税収額が不足する場合に、その差額を国が補填するため交付される税のこと。
放課後子ども教室【p.67】
放課後や週末に小学生を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを推進する事業のこと。
放課後児童クラブ【p.34 など】
保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。学童保育ともいう。

や 行

ユニバーサルデザイン【p.83】
障がいの有無や年齢、国籍、性別などの違いにかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が使いやすい製品や建物、都市環境、サービス等の提供を目指そうとする考え方。Universal Design、UDと略記することもある。

ら 行

罹患率【p.27】
一定期間に発生する患者数が人口に占める割合。発生率ともいう。
6次産業化【p.52】
農山漁村が生産（第1次産業）だけでなく、加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも主体的・総合的に関わらうことで付加価値の向上・創造を図り、農林水産業の活性化につなげる取組みのこと。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス【p.37 など】
男女がともに仕事と家庭生活の両立ができ、家庭・地域・職場において充実した生き方ができること。

**白河市第2次総合計画
後期基本計画**

発行 平成30年(2018年)3月

白河市

連絡先 白河市 市長公室 企画政策課

〒961-8602 福島県白河市八幡小路7-1

電話：0248-22-1111(代表)

FAX番号：0248-27-2577

URL：http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/